官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○総務大臣の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する省令を廃止する省令（**総務**一二）　一
〔**法規的告示**〕
○製造業外国従業員受入事業に関する告示を廃止する告示（**経済産業**七）　一
〔**その他告示**〕
○適格消費者団体の認定の有効期間の更新を公示する件（**消費者庁**二）　二
○シリア・アラブ共和国における持続可能な帰還及び再統合のための人道的保護計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合難民高等弁務官事務所との間の書簡の交換に関する件（**外務**四八）　二
○レバノン共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とレバノン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**四九）　二
○スイラケディマ新世代漁港整備計画のための贈与に関する取極の修正に関する日本国政府とモロッコ王国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**五〇）　二
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の口上書の交換に関する件（**同**五一）　二
○食糧援助に関する日本国政府とカーボベルデ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**五二）　二
○保安林の指定を解除する件（**農林水産**一二五～一二七）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一二八～一三九）　三
○都市計画に関する件（**関東地方整備局**一九～二二）　五
○道路に関する件（**中部地方整備局**九）　五
〔**褒　賞**〕　五
〔**官庁報告**〕
官庁事項
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　六
労　働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第三十六条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　七
〔**公　告**〕
諸事項
官庁
財団、建設業の許可の取消処分、登録政治資金監査人登録・登録抹消及び証票亡失関係　七
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　八
会社その他　二六

省　令

○総務省令第十二号

公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行に伴い、総務大臣の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する省令を廃止する省令を次のように定める。

令和八年二月九日

総務大臣　林　芳正

総務大臣の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する省令を廃止する省令

総務大臣の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する省令（平成十二年総理府・郵政省・自治省令第二号）は、廃止する。

附　則

この省令は、公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

法規的告示

○経済産業省告示第七号

製造業外国従業員受入事業に関する告示を廃止する告示を次のように定める。

令和八年二月九日

経済産業大臣　赤澤　亮正

製造業外国従業員受入事業に関する告示を廃止する告示

製造業外国従業員受入事業に関する告示（平成二十八年経済産業省告示第四十一号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十号）の施行の日（令和九年四月一日）から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の日（次項において「施行日」という。）前にされたこの告示の規定による廃止前の製造業外国従業員受入事業に関する告示（次項において「旧告示」という。）第４の１の製造特定活動計画の認定の申請であって、この告示の施行の際、まだその認定をするかどうかの処分がされていないものについての認定の処分については、なお従前の例による。

３　この告示の施行の際現に旧告示第４の３の認定を受けている製造特定活動計画及び施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる旧告示第４の３の認定を受ける製造特定活動計画に関する旧告示第４の４の規定による計画の変更の認定、旧告示第４の５の規定による軽微な変更の届出、旧告示第５の規定による実施状況等の把握、確認及び報告等、旧告示第６の規定による監査及び指示及び旧告示第７の規定による認定の取消しについては、なお従前の例による。

その他告示

○消費者庁告示第二号

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十七条第二項の規定に基づき、別表に掲げる者について適格消費者団体の認定の有効期間の更新をしたので、同条第六項の規定により準用する同法第十六条第一項の規定に基づき公示する。

令和八年二月九日

消費者庁長官　堀井奈津子

別表（適格消費者団体名簿）

適格消費者団体の名称	適格消費者団体の住所	差止請求関係業務を行う事務所の所在地	認定の有効期間の更新をした日
特定非営利活動法人消費者ネット広島	広島市中区鉄砲町１番20号	広島市中区鉄砲町１番20号	令和八年一月二十六日

○外務省告示第四十八号

令和七年十二月十日にダマスカスで、シリア・アラブ共和国における持続可能な帰還及び再統合のための人道的保護計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合難民高等弁務官事務所との間に行われた。

令和八年二月九日

外務大臣　茂木　敏充

１　協力の目的及び内容　持続可能な帰還及び再統合のための人道的保護計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

２　贈与額　七億九千二百万円

３　署名者

日　本　側　辻昭弘在シリア臨時代理大使

国際連合難民高等弁務官事務所側　ゴンザロ・ヴァルガス・リョサ在シリア事務所代表

令和八年二月九日

○外務省告示第四十九号

令和七年十二月九日にバーブダで、レバノン共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がレバノン共和国政府との間に行われた。

令和八年二月九日

外務大臣　茂木　敏充

１　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

２　贈与額　四億二千五百万円

３　贈与の供与期限　令和九年十二月三十一日

４　署名者

日　本　側　馬越正之在レバノン大使

レバノン側　ラカーン・ナーセルッディーン保健大臣

令和八年二月九日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第五十号

令和七年十二月二十三日にラバトで、スイラケディマ新世代漁港整備計画のための贈与に関する令和七年一月二十二日付けの取極の修正に関する次の概要の書簡の交換がモロッコ王国政府との間に行われた。

令和八年二月九日

外務大臣　茂木　敏充

１　内容　贈与の限度額を「二十五億五百万円」に改める。

２　署名者

日　本　側　大西洋平外務大臣政務官

モロッコ側　ザキア・ドリウォッシュ農業・海洋漁業・地方開発・水資源・森林大臣付海洋漁業担当国務長官

○外務省告示第五十一号

令和七年八月二十四日にダッカで、円借款の供与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の平成二十九年六月二十九日付けの交換公文に従ってバングラデシュ人民共和国政府に供与されることになったカチプール・メグナ・グムティ第２橋建設及び既存橋改修計画（Ⅱ）の実施に係る円貨による借款の支出期間がバングラデシュ人民共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和九年八月三十日まで延長される旨の口上書の交換が、バングラデシュ人民共和国政府との間に行われた。

令和八年二月九日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第五十二号

令和七年十二月十八日にプライアで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がカーボベルデ共和国政府との間に行われた。

令和八年二月九日

外務大臣　茂木　敏充

１　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

２　贈与額　一億五千万円

３　署名者

日　本　側　赤松武在カーボベルデ大使

カーボベルデ側　ジョゼ・ルイシュ・ド・リヴラメント・モンテイロ・アルヴェシュ・デ・ブリト外務・協力・地域統合大臣

○農林水産省告示第百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年二月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　京都府木津川市加茂町大野岩谷二二の二（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を京都府庁及び木津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年二月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　京都府京都市北区大森東町一九三の二・大谷四八の二・四九の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を京都府庁及び京都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年二月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県美作市宮原字イカリ谷影四八〇の三から四八〇の五まで、字熊井屺口四八六の二〇から四八六の二六まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年二月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　三重県津市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年二月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　三重県熊野市（次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　三重県熊野市・南牟婁郡御浜町（以上一市一町について次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁並びに熊野市役所及び御浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年二月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福井県坂井市丸岡町上竹田四六字向ヒ山五六、五七、五八の一から五八の三まで、五九、六二、六五、六六、七〇の一、七〇の二、七一の一、七一の二、七二から七五まで、四七字片腰五、六、九から一三まで、二四の一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び坂井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年二月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福井県坂井市丸岡町篠岡一六字馬場東二七

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び坂井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年二月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福井県坂井市丸岡町山竹田一六字岩崎一から四まで、一七字曽々木谷山一の二、一の甲、二の一、二の二、三、四の一から四の三まで、一八字梨木谷一、二の一、三の一、三の二、四、五、一九字ヲジガ谷一の二、一の甲、二、三、五、二〇字釜谷山二、三、四の甲、四の乙、五の一、五の二、六から八まで、二一字ギヤル又谷一、二の一、三、四の一、四の二、五、六の甲、六の乙、七から九まで、一〇の一、一〇の乙、一一の一から一一の三まで、一二、二二字小野登谷一、二、三の一、三の二、四から六まで、七の甲、七の乙

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び坂井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年二月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福井県坂井市丸岡町大森外拾五ケ共有五字椎木山一の二、一五字北鍋倉一、一六字五藤一、二一字北笹尾一、二二字灰床一、二三字落し一、丸岡町大字所属未定六字白岩一の一、七字下長畑一の一、九字人尾一の一、一〇字南七尾一、一三字南鍋倉一の一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び坂井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年二月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

佐賀県多久市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び多久市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年二月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

佐賀県唐津市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び多久市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年二月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

佐賀県佐賀市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び佐賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年二月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

佐賀県多久市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

多久市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び多久市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年二月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都八王子市南浅川町二六一一の一、二八三六、二八三七の一から二八三七の三まで、三二三三の一、三三九〇、三三九一、三三九四の二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

南浅川町二六一一の一（次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都八王子市南浅川町二八三八の一、二八三八の二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年二月九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県真庭市田原字樋ノ奥二三六、二三七、二三九から二四五まで、字桜谷二四六の一から二四六の五まで、二四七から二四九まで、二五一から二五四まで、二五六、二七一の一、二七一の二、二七二、二七三、二八九、字山手二五八、字屋敷ノ上二六一、字奥ケ市四二八の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字樋ノ奥二三六、二三七（次の図に示す部分に限る。）、字桜谷二五三・二七三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二四八、二五一、二五二、二五四、二五六

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○関東地方整備局告示第十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月九日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　神奈川県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第千二百三十号相模原都市計画、相模湖津久井都市計画、平塚都市計画、藤沢都市計画、茅ヶ崎都市計画、厚木都市計画、伊勢原都市計画、海老名都市計画、座間都市計画、綾瀬都市計画、大磯都市計画及び愛川都市計画下水道事業相模川流域下水道

三　事業施行期間　自平成九年五月二十三日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　平成九年建設省告示第千二百三十号、平成十年建設省告示第二号、平成十二年建設省告示第二千四百五十六号、平成十七年関東地方整備局告示第二百五十号、平成十八年関東地方整備局告示第二百八号、平成二十一年関東地方整備局告示第三十一号、平成二十四年関東地方整備局告示第九十八号、平成三十年関東地方整備局告示第二百五十五号及び令和六年関東地方整備局告示第二十四号の事業地のうち神奈川県平塚市四之宮四丁目、四之宮字中河原、四之宮字川端、高座郡寒川町田端及び一之宮七丁目地内において事業地を変更する。

○関東地方整備局告示第二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月九日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　神奈川県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二年建設省告示第千二百七十七号横須賀都市計画道路事業三・三・二号安浦下浦線及び三・四・一号大津長沢線

三　事業施行期間　自平成二年七月二日至令和十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月九日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　神奈川県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年関東地方整備局告示第三十九号大和都市計画道路事業三・三・二号丸子中山茅ヶ崎線及び三・四・一号藤沢町田線

三　事業施行期間　自平成十五年二月二十六日至令和十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年二月九日

関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　神奈川県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十四年関東地方整備局告示第四百二十五号小田原都市計画道路事業三・五・十号城山多古線及び三・五・二号小田原山北線

三　事業施行期間　自平成二十四年十二月十九日至令和十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中部地方整備局告示第九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年二月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年二月九日

中部地方整備局長　森本　輝

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
名古屋市南区元塩町一丁目三七番三地内	前	四一・四メートル	四六〇・〇三キロメートル
	後	四一・四メートル	四六〇・〇三キロメートル
名古屋市南区浜田町一丁目三番三地内	前	四六・八メートル	四五〇・〇一二キロメートル
	後	四六・八メートル	四五〇・〇一二キロメートル
名古屋市港区藤前一丁目五〇一番一から同市港区藤前四丁目二〇七番まで	前	四五・九メートル	三九〇・〇九六キロメートル
	後	四五・九メートル	三九〇・〇九六キロメートル
	前	三七・一メートル	五八〇・二二〇キロメートル
	後	三七・一メートル	五八〇・三〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年一月二十四日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

中本　一雄　　小澤　和男　　村丘　寛和

松浦みよ子　　高見澤和夫　　川口　宏

佐々木良次　　内藤　亨　　木下百合子

大根田幹夫　　尾崎　榮子　　箕浦　俊夫

平木留里子　　廣瀬　隆行　　彌冨　郁夫

落合　宏行　　佐野　俊恵　　小田切康子

福島佐千男　　北條　裕明　　根本　裕久

井上富貴子　　**邉**見　芳弘　　**齋**藤　和雄

海老澤忠明　　河合　光政　　岡村　隆

齋藤　岳志　　守田　洋一　　細川　勝矢

増尾　洋　　宮崎　羅貴　　野澤　芳子

中野　泰　　大熊　郁美　　山本　則由

長木真美江　　佐藤　新一　　瀬藤　順敬

三浦　好英　　福島　里沙　　松坂　明子

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年一月二十四日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

堀本　侃二　　片山　貞子　　梶　芳道

三好　民郎　　森田　裕子　　成田　禎介

岡村　淳子　　林　隆道　　後藤　忠治

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに賞杯を授ける（各通）

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年一月二十四日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

後藤キミヨ　佐藤　英志　仲田　征一
望月　靖允　杉村　克治　坂口　美鈴
丹　みつ　丸山　秀二　宮副　武史
十河　元生　野櫻　義之　大津　衣映
大矢　健治　佐藤　茂　齋藤　貢司
岡田　唯洋　荒木　源徳

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

四方　祥樹

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版四個を授ける

牧　寛之　松田　憲二　中島　尚彦

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年一月二十四日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

武内ヒサ子　福島　京子
鈴木仙太朗　高橋　秀夫

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年一月二十四日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

三友商事株式会社
株式会社ＦＡＣＴ
堺ヤクルト販売株式会社
株式会社大江鐵工
株式会社アイザック
株式会社丸八
株式会社合同資源
鈴木工業株式会社
冨士機材株式会社
株式会社万代
日本発條株式会社
株式会社足利銀行
コムテック株式会社
一般社団法人日本モバイル建築協会
株式会社アルファス計装
大地コンサルタント株式会社
山一金属株式会社
株式会社長屋工業
株式会社西海建設
株式会社ＦＤＳ
株式会社山越
株式会社岡谷組
株式会社千商
釧路信用金庫
株式会社レビア
株式会社あべはんグループ
株式会社日本土地建物
生活協同組合コープさっぽろ
株式会社都市開発
一般社団法人山梨県建設業協会
株式会社藤木工務店
サムティ株式会社
三友プラントサービス株式会社
富山大学医学部同窓会
デビス株式会社
株式会社ウオロク
株式会社メルコグループ
株式会社Ｂｌｕｅ　Ｓｋｙ　ＦＣ
株式会社三五
建装工業株式会社
ユナイテッドトヨタ熊本株式会社
ＴＯＰＰＡＮ株式会社
株式会社シーボン
大邦テクノプラント株式会社
ダイドー株式会社
マルヤス工業株式会社
株式会社ゴールドマン
日本曹達株式会社
株式会社ローシンサービス
株式会社メンテックワールド
旭化成株式会社
真如苑
Ｅａｓｔ　Ｓｉｄｅ株式会社
株式会社ハウスホールディングス
Ａｐｐｌｅ　Ｊａｐａｎ合同会社
株式会社ＪＡＰＡＮ　ＳＴＡＲ
北星運輸株式会社
株式会社ＴＴＣ
株式会社プロシップ
函寒共立土建株式会社
株式会社シズナイロプラス
有限会社須田工業
エア・ウォーター・ライフソリューション株式会社
ローム株式会社
まるか食品株式会社
合同会社グリーンパワー石狩
東和工業株式会社
株式会社タケエイ
株式会社アイ・テック
株式会社アステム
芙蓉エクセル株式会社
株式会社ヤマト実業
株式会社南三堂
ジー・オー・ピー株式会社
田中産業株式会社

褒章条例第二条により褒状三枚を授ける（各通）

追賞賜杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年一月二十四日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故中川久美子遺族　中川　厚子

褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける

追賞賜杯

業務に精励したので、令和八年一月二十四日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故建部武司遺族　建部智恵子

褒章条例第六条により銀杯一個を授ける

官庁報告

官庁事項

北陸地方整備局公示

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、北陸地方整備局及び同局阿賀野川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和８年２月９日

北陸地方整備局長　髙松　諭

１　河川の名称　阿賀野川水系阿賀野川、阿賀野川水系早出川
２　河川管理施設の名称又は種類　阿賀野川左岸堤防、早出川左岸堤防
３　河川管理施設の位置　新潟県五泉市馬下字屋敷添1802番地先から新潟県五泉市馬下字川原2018番８地先まで、新潟県五泉市羽下字久徳285番地先から新潟県五泉市下条字堤外714番１地先まで
４　管理を行う者の氏名及び住所
氏名　道路管理者　新潟県新潟地域振興局長　斎藤　茂樹
住所　新潟県新潟市秋葉区新津4524番１
５　管理の内容
(1)　道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕。
(2)　路肩に接する法面で、当該路肩から法長１メートルまでの範囲内にあるものについての維持。
(3)　原則として道路専用施設に係る災害復旧。
６　管理の期間　令和７年12月25日から道路の存続する日まで

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、北陸地方整備局及び同局阿賀野川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和８年２月９日

北陸地方整備局長　髙松　諭

１　河川の名称　阿賀野川水系阿賀野川、阿賀野川左岸堤防、早出川左岸堤防
２　河川管理施設の名称又は種類　阿賀野川左岸堤防、早出川左岸堤防
３　河川管理施設の位置　新潟県新潟市東区下山二丁目599番１地先から新潟県新潟市東区一日市180番１地先まで、新潟県新潟市東区中興野2686番３地先から新潟県新潟市秋葉区中新田字久保884の１番地先まで、新潟県新潟市秋葉区中新田字道上103番１地先から新潟県新潟市秋葉区下新字堤外429番２地先まで、新潟県新潟市秋葉区下新字堤外421番２地先まで
４　管理を行う者の氏名及び住所
氏名　道路管理者　新潟市長　中原　八一
住所　新潟県新潟市中央区学校町通１番町602番地１

5　管理の内容
⑴　道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕。
⑵　路肩に接する法面で、当該路肩から法長１メートルまでの範囲内にあるものについての維持。
⑶　原則として道路専用施設に係る災害復旧。
6　管理の期間　令和７年12月25日から道路の存続する日まで

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、北陸地方整備局及び同局阿賀野川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和８年２月９日

北陸地方整備局長　髙松　　諭

1　河川の名称　阿賀野川水系阿賀野川
2　河川管理施設の名称又は種類　阿賀野川右岸堤防
3　河川管理施設の位置　新潟県阿賀野市粕島字中島529番地先から新潟県阿賀野市下里字仲作776番１地先まで
4　管理を行う者の氏名及び住所
氏名　道路管理者　阿賀野市長　加藤　博幸
住所　新潟県阿賀野市岡山町10番15号
5　管理の内容
⑴　道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕。
⑵　路肩に接する法面で、当該路肩から法長１メートルまでの範囲内にあるものについての維持。
⑶　原則として道路専用施設に係る災害復旧。
6　管理の期間　令和７年12月25日から道路の存続する日まで

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第36条の規定に基づき指名した労働者災害補償保険制度の関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者のうち、令和６年３月26日付けをもって指名した者及び当該指名した者の辞任に伴いその後任として指名した者（関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者各２人）については本年３月25日をもってその任期が満了する。

よって、同条及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和31年政令第248号）第22条の規定に基づき、新たに関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある労働者の団体及び事業主の団体は、下記によりそれぞれ関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

令和８年２月９日

厚生労働大臣　上野賢一郎

記

1　推薦資格　推薦資格を有するものは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体又はこれらの事業の事業主の加入している事業主の団体であって、２以上の都道府県労働局の管轄区域にわたって組織を有するものであること。
2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書に候補者の履歴書を添付して提出すること。
3　推薦締切日　令和８年３月２日
4　推薦書及び添付書類の提出場所　〒105―0011　東京都港区芝公園１―５―32　労働委員会会館８階　労働保険審査会

様式

令和　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係労働者事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	制度別	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備考

㈱1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位が２以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。
2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公告

諸事項

工場財団

仙台市宮城野区港四丁目10番16号**仙台港バイオマスパワー合同会社**の工場財団に仙台市宮城野区港四丁目10番16号仙台港バイオマスパワー発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和８年２月９日　　仙台法務局

東京都千代田区丸の内三丁目１番１号**和歌山御坊バイオマス発電合同会社**の工場財団に和歌山県御坊市塩屋町南塩屋字須佐ノ本450番10和歌山御坊バイオマス発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和８年２月９日

和歌山地方法務局御坊支局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年２月９日

北陸地方整備局長　髙松　　諭

1　処分をした年月日　令和８年１月７日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社トーエス　中嶋枝里子　富山県富山市婦中町西本郷436―１　国土交通大臣許可（般―６）第29211号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和８年１月５日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

政治資金監査人名簿登録公告

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

令和八年二月九日

政治資金適正化委員会委員長　野々上　尚

登録番号	登録年月日	氏名
六三六八	七、一二、五	川口　明浩
六三六九	七、一二、五	清水　努
六三七〇	七、一二、五	松本　茂裕
六三七一	七、一二、五	南井　哲
六三七二	七、一二、五	玉那覇章誇
六三七三	七、一二、五	髙橋宏典
六三七四	七、一二、一九	乾　将太
六三七五	七、一二、一九	佐藤夏帆
六三七六	七、一二、一九	関口和夫
六三七七	七、一二、一九	田中幸一朗

登録政治資金監査人登録抹消公告

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

令和八年二月九日

政治資金適正化委員会委員長　野々上　尚

登録番号	氏名	抹消年月日	抹消事由
二二〇	佐藤　民雄	七、六、一四	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
四〇〇	知野福一郎	七、九、三〇	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
五八八	松本　信一	七、五、七	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
五九六	後安　宏彦	七、七、四	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
七八九	野地　昭男	七、一二、五	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
八二四	中嶋　一夫	七、一二、五	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
一八〇〇	朝倉　文彦	七、八、二三	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
二一五八	寺澤　増巳	七、一二、五	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
二一七一	鰐部　伸一	七、一二、五	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
二二三八	伊巻　龍幸	七、八、三一	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
二四三五	田代　勝	七、六、三〇	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
二五一九	神保　信行	七、八、一六	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
二六六九	三條　孝順	七、一二、五	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
二七二八	戊亥　修二	七、一二、五	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
二七八六	田中　勝雄	七、六、二一	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
二八四〇	今﨑　民治	七、一二、五	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
三〇五九	小菅　教良	七、一二、五	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
三二五五	越後谷　貢	七、九、三〇	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
三三八〇	小林　由拓	七、一二、五	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
三五六七	松田紘一郎	七、一二、一九	本人からの申請
三六六〇	駒井　伸俊	七、一二、五	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
三八一九	鶴本　上司	七、七、三一	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
四五一〇	林田　宣	七、一二、五	本人からの申請
四六六四	岩本　一志	七、七、三一	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
四七五六	石川　邦男	七、七、一七	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
五二六五	大西　弘英	七、一二、五	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号
五三〇四	宗　直樹	七、六、二	政治資金規正法第一九条の二三第一項第一号

登録政治資金監査人証票亡失公告

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第二十九条第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

令和八年二月九日

政治資金適正化委員会委員長　野々上　尚

登録番号	氏名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
八二九	髙橋　信雄	八二九	七、八、三一
二七八四	金谷　政徳	四九三二	七、一二、二
三〇六四	佐々木信之	三一五六	七、七、一二

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１００３号
山形県寒河江市中央工業団地156番地の８
清算株式会社　東北重研工業株式会社
１　決定年月日　令和８年１月６日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
山形地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第２０５３号
東京都渋谷区神宮前１丁目６番地15号原宿ジュネスビル２階
清算株式会社　株式会社ＮＣＩＴＬ
１　決定年月日　令和８年１月23日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１５号
徳島県阿南市津乃峰町東分343番地
清算株式会社　津峯観光株式会社
１　決定年月日　令和８年１月26日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
徳島地方裁判所民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１号
茨城県北相馬郡利根町大字横須賀533番地１
清算株式会社　株式会社神原
代表清算人　神原　令子
１　決定年月日　令和８年１月26日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　協定債権者は、協定の認可決定確定時に、清算株式会社に対し、協定債権全額について、その債務を免除する。
２　前項の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
水戸地方裁判所龍ケ崎支部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１０１３号
名古屋市港区宝神１丁目128番地
清算株式会社　ＫＲＣ管財株式会社
代表清算人　袋田　清志
１　決定年月日　令和８年１月27日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
本協定の対象となる協定債権者は、別表「債権者一覧表」の「債権者名」記載のとおりであり、協定債権は、同別表記載の元金及び利息・損害金債権並びに同債権のうち元金に対する令和６年11月30日以降の利息・損害金債権の全額とする。
第２　共益的債権及び優先債権
特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権等の共益的債権、租税その他国税徴収法又はその例により徴収することができる請求権並びに一般の先取特権その他一般の優先権がある債権は、随時全額弁済する。
第３　協定債権の弁済及び権利の変更
１　清算株式会社は、本協定の認可決定が確定した日に、協定債権者全員から、協定債権（特別清算開始決定後の利息・遅延損害金を含む。以下同じ。）の全額について免除を受ける。協定に基づく弁済は行わない。
２　第１項の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合は、これを清算株式会社が換価したうえで、共益的債権及び優先債権の弁済に充てる。当該弁済後、なお残余財産がある場合は、これを弁済原資として、各協定債権者に対し、各協定債権額の割合に応じて按分して弁済する。この場合、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たになされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
名古屋地方裁判所民事第２部
（別表）
債権者一覧表
（単位：円）

	債権者名	種類	元金	利息・損害金（※１）	合計額（議決権額）
1	日本政策金融公庫・国民生活事業	借入金	14,502,674	794,117	15,296,791
2	名古屋市信用保証協会	借入金	45,891,266	1,378,844	47,270,110
3	保証協会債権回収（委託者：愛知県信用保証協会）	借入金	27,255,524	998,807	28,254,331
合計			87,649,464	3,171,768	90,821,232

※１　2024年11月29日までの利息・損害金

再生計画認可

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による再生計画取消

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生
計画認可

所有者不明土地及び建物管理
命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は令和七年六月十七日付、官報（号外第一三三号）甲は一八二頁、乙は一六四頁にそれぞれ掲載しております。

令和八年二月九日

北海道苫小牧市字勇払一四九番地一〇

（甲）旭新運輸株式会社

代表取締役　甘日出　崇

北海道釧路市阿寒町新町二丁目七番八号

（乙）釧十運輸株式会社

代表取締役　甘日出　崇

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第一項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十日
掲載頁　七十八頁（号外第一五九号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十八日
掲載頁　八十七頁（号外第一六六号）

令和八年二月九日

東京都港区虎ノ門一丁目二一番一九号
（甲）ＰＣＩソリューションズ株式会社
代表取締役社長　沼田　昌昭

大阪府大阪市西区北堀江一丁目五番二号
（乙）株式会社エヌエスアール
代表取締役　金澤　保之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書を提出しております。

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十九日
掲載頁　一九八頁（号外第一三六号）

令和八年二月九日

東京都港区芝五丁目七番一号
（甲）日本電気株式会社
取締役代表執行役社長　森田　隆之

神奈川県川崎市中原区下沼部一七五三番地
（乙）株式会社日本電気特許技術情報センター
代表取締役社長　友部　実

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年四月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十八日
掲載頁　九十二頁（号外第一六六号）

（乙）https://www.senkogrouphd.co.jp/

令和八年二月九日

東京都台東区上野七丁目六番五号
（甲）株式会社イエノナカカンパニー
代表取締役　大串　浩章

東京都台東区上野七丁目六番五号
（乙）株式会社インビザ
代表取締役　大串　浩章

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年三月十七日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十一日
掲載頁　六十七頁（号外第一六〇号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十五日
掲載頁　八十七頁（号外第一六二号）

（丙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月二十二日
掲載頁　一八一頁（号外第一六七号）

令和八年二月九日

東京都港区六本木三丁目二番一号
（甲）プロフィットキューブ株式会社
代表取締役　唐澤　利行

東京都港区六本木三丁目二番一号
（乙）Ｄａｙｔａ　Ｃｏｎｓｕｌｔｉｎｇ株式会社
代表取締役　直海　知之

東京都港区六本木三丁目二番一号
（丙）株式会社ＮＥＯＢＡＮＫテクノロジーズ
代表取締役　唐澤　利行

合併公告

左記会社は合併して甲は乙および丙の権利義務全部を承継して存続し乙および丙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲乙丙の株主総会の承認決議は令和八年二月十七日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月二十五日
掲載頁　一三四頁（号外第一四三号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月二十五日
掲載頁　一三五頁（号外第一四三号）

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.hosoda.co.jp/assets/hsd_newsentry/hsd_newsentry-pdf-346.pdf

（乙）https://www.hosoda.co.jp/assets/hsd_newsentry/hsd_newsentry-pdf-347.pdf

令和八年二月九日

東京都杉並区阿佐谷南三丁目三五番二一号

（甲）株式会社細田工務店

代表取締役　野村孝一郎

東京都杉並区阿佐谷南三丁目三五番二一号

（乙）株式会社細田カスタマーサポート

代表取締役　澤田　佳治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は令和八年二月十三日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.tsk-g.co.jp/

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月六日

掲載頁　一三九頁（号外第一二五号）

令和八年二月九日

東京都江東区佐賀一丁目三番七号

（甲）月島ジェイテクノメンテサービス株式会社

代表取締役　伊藤　道夫

千葉市中央区中央二丁目五番一号

（乙）東日本エンジニアリング株式会社

代表取締役　堀江　謙治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十八日

掲載頁　一五六頁（号外第一六六号）

令和八年二月九日

東京都品川区大崎一丁目一一番一号

（甲）株式会社日本製鋼所

代表取締役　松尾　敏夫

北海道室蘭市茶津町四番地

（乙）日本製鋼所Ｍ＆Ｅ株式会社

代表取締役　上田　奏

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十四日

掲載頁　一二七頁（号外第一四一号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十七日

掲載頁　五十二頁（号外第一四六号）

令和八年二月九日

東京都渋谷区恵比寿南一丁目五番五号

（甲）株式会社ジェイアール東日本企画

代表取締役　石川　明彦

長野県塩尻市大門一番町七番

（乙）株式会社ＪＲ東日本企画ＰＲＯＨＯＵＳＥ

代表取締役　本間　智之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

各社の株主総会の承認決議は、甲については令和八年一月十三日、乙については令和八年一月十三日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）令和七年十一月一日有限会社軽井沢衛生企業を商号変更し、移行したことにより設立、決算期令和八年五月三十一日のため確定した最終の事業年度はありません。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月九日

長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉字夫婦石九五七番地二九

（甲）株式会社軽井沢衛生企業

代表取締役　尾沼　好博

長野県佐久市野沢二二七番地七

（乙）有限会社中部設備

代表取締役　尾沼　好博

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月二十三日

掲載頁　八十二頁（号外第九十一号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月二十三日

掲載頁　八十一頁（号外第九十一号）

令和八年二月九日

岡山市中区国富一丁目二番一三号

（甲）株式会社両備エネシス

代表取締役　松田　敏之

岡山県津山市二宮五九八番地

（乙）株式会社青野石油店

代表取締役　松田　敏之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月九日

沖縄県那覇市松尾二丁目五番二五号

（甲）合同会社宮城企画

代表社員　宮城　勇太

沖縄県那覇市松尾二丁目五番二五号

（乙）合同会社宮城産業

代表社員　宮城　勇太

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月十四日

掲載頁　九十一頁（号外第二五一号）

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月九日

沖縄県浦添市伊祖一丁目二一番二一二〇一号

（甲）株式会社湧開

代表取締役　平良　定

沖縄県浦添市伊祖一丁目二一番二一二〇一号

（乙）株式会社ＭＫ

代表取締役　平良　定

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は甲が営む道府県、市町村及び特別区向け国内消防防災事業のうち保守事業並びに外局（本庁を除く）及び地方支分部局向け国内消防防災事業のうちプロダクト開発・製造事業及びサービス提供事業を除く事業に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙はそれを承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月九日

東京都港区芝五丁目七番一号

（甲）日本電気株式会社

取締役代表執行役社長　森田　隆之

東京都港区芝浦三丁目九番一四号

（乙）ＮＥＳＩＣホールディングス株式会社

代表取締役社長　牛島　祐之

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は日本電気株式会社から承継する同社が営む道府県、市町村及び特別区向け国内消防防災事業のうち保守事業並びに外局（本庁を除く）及び地方支分部局向け国内消防防災事業のうちプロダクト開発・製造事業及びサービス提供事業を除く事業に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙はそれを承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月四日

掲載頁　七十八頁（号外第一五四号）

令和八年二月九日

東京都港区芝浦三丁目九番一四号

（甲）ＮＥＳＩＣホールディングス株式会社

代表取締役社長　牛島　祐之

東京都港区芝浦三丁目九番一四号

（乙）ＮＥＣネッツエスアイ株式会社

代表取締役執行役員社長　大野　道生

吸収分割公告

左記会社は令和八年四月一日を効力発生日として吸収分割をし、甲は乙の医療ソリューション事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年二月九日

東京都世田谷区上北沢五丁目三七番一八号

（甲）キーウェアメディカル株式会社

代表取締役　山森　淳

東京都世田谷区上北沢五丁目三七番一八号

（乙）キーウェアソリューションズ株式会社

代表取締役　三田　昌弘

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のシェアオフィス事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十九日

掲載頁　二一七頁（号外第一三六号）

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年二月九日

東京都港区芝浦一丁目一番一号

（甲）野村不動産株式会社

代表取締役　松尾　大作

東京都千代田区内幸町一丁目一番三号

（乙）東京電力ホールディングス株式会社

代表執行役　小早川智明

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が東京本社にて展開する事業（プロダクト事業、システムソリューション事業）及びその管理事業に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月十三日

掲載頁　五十四頁（号外第六号）

令和八年二月九日

東京都品川区大井一丁目四七番一号

（甲）株式会社ＳＩＣテック

代表取締役　倉石　晃壮

長野県長野市鶴賀四〇五番地一

（乙）株式会社ＳＩＣシステム

代表取締役　倉石　晃壮

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙に甲発行に係る社債の管理事業に関する権利義務を承継させ乙はそれを承継することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月十一日であり、甲は会社法第七八四条第一項、乙は会社法第七九六条第二項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年二月九日

東京都中央区佃二丁目一番六号

（甲）三井住友建設株式会社

代表取締役　柴田　敏雄

東京都千代田区富士見二丁目一〇番二号

（乙）インフロニア・ホールディングス株式会社

代表執行役　岐部　一誠

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割によりマクセル株式会社（乙、住所京都府乙訓郡大山崎町大山崎小泉一番地）の光学・システム事業本部が営む光学レンズユニット事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十七日

掲載頁　一七〇頁（号外第一三三号）

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年二月九日

横浜市保土ケ谷区神戸町一三四番地

マクセルフロンティア株式会社

代表取締役　尾藤　智美

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社ニッスイ（乙、住所東京都港区西新橋一丁目三番一号）の岩手県陸前高田市におけるサーモン類養殖事業化試験に関する事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月三日

掲載頁　四十頁（号外第一五二号）

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年二月九日

鳥取県境港市竹内団地二〇五番地

弓ヶ浜水産株式会社

代表取締役　鶴岡比呂志

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により牧港建設株式会社（乙、住所沖縄県浦添市伊祖一丁目二一番二―二〇一号二〇一号）の不動産事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理する事業及び附帯する事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月十四日

掲載頁　九十一頁（号外第二五一号）

令和八年二月九日

沖縄県浦添市伊祖一丁目二一番二―二〇一号

株式会社ＭＫ

代表取締役　平良　定

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、組織変更後の商号はワンワールド・ジャパン株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月九日

埼玉県狭山市大字青柳一二四番地の一三八

ワンワールド・ジャパン合同会社

代表社員　中津　晃一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、組織変更後の商号は株式会社ＳＥＫＩＴＯとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月九日

埼玉県越谷市袋山一二一五―八ヨシカネ大袋ビル二〇一

合同会社ＳＥＫＩＴＯ

代表社員　浦山　哲哉

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月九日

東京都新宿区西新宿八丁目三番一号西新宿ＧＦビル二Ｆ

合同会社ＣＷＢ

代表社員　藤波　拳矢

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月九日

東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号

西新宿水間ビル二Ｆ

合同会社ＶＬＧｗｏｒｋｓ

代表社員　武田　寛

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月九日

東京都渋谷区南平台町一二―六―三〇一

Ｍａｄｅ　ｉｎ　Ｅａｒｔｈ合同会社

代表社員　木下　勝世

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は日本ボウリングサービス株式会社とします。

効力発生日は令和八年四月一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年三月二十五日に予定しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月九日

神奈川県横浜市金沢区泥亀二丁目一三番一号

日本ボウリングサービス合同会社

代表社員　株式会社スポルト

職務執行者　安井淳一郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月九日

大阪府大阪市福島区福島四丁目八番二七号六〇三号室

明月天心合同会社

代表社員　陳　沫

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社周防ファームとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和八年二月九日

大分県宇佐市大字長洲九〇一番地の二

農事組合法人周防営農組合

理事　永岡　徹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年八月一日

掲載頁　一二七頁（号外第一七六号）

令和八年二月九日

東京都千代田区大手町二丁目六番四号

東京海上スマートモビリティ株式会社

代表取締役　原田　秀美

令和八年二月九日

新潟県新潟市中央区竜が島一丁目七番一四号

日本海アセットマネジメント株式会社

代表取締役　佐藤　紳文

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億二一五五万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月九日

東京都千代田区大手町一丁目九番二号

榊原ホールディングス株式会社

代表取締役　後藤　伸之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月九日

東京都千代田区神田三崎町二丁目二一―六

ＧａｉａＦｏｒｃｅＢｕｉｌｄｉｎｇ四階

株式会社Ａｐｏｌｌｏ

代表取締役　菅澤　孝平

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十六億二千四百九十一万四千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.oceanic-constellations.com/e-public-notice/

令和八年二月九日

神奈川県鎌倉市御成町八番二八号

株式会社Oceanic Constellations

代表取締役　小畑　実昭

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十四日

掲載頁　一二〇頁（号外第一六一号）

令和八年二月九日

大阪府門真市大字門真一〇〇六番地

三洋電機株式会社

代表取締役社長　阿部　克巳

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千四百九十万円減少し十万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は令和八年一月三十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月九日

大阪市中央区南久宝寺町四丁目五番六号三階

ＰＨ　ＭｅｄＴｅｃｈ株式会社

代表取締役　荒川　眞

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十四億二千万円減少、その他資本剰余金の額を二十四億二千万円増加し、それぞれ八千万円、二十四億二千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月二十五日

掲載頁　一二七頁（号外第一七〇号）

令和八年二月九日

大阪市中央区本町二丁目五番七号

ユニチカトレーディング株式会社

代表取締役　芦田　直彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二五〇〇万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://kishikuma.kyoto/

令和八年二月九日

大阪府大阪市中央区内平野町一丁目一―五

株式会社キシクマ

代表取締役　中村　康児

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少し三百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月十日であり、株主総会の決議は、令和八年一月九日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千五十万円減少し九百五十万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月三十一日であり、株主総会の決議は、令和八年二月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月九日

鳥取県鳥取市緑ヶ丘三丁目一四番五号

有限会社鳥取県板金センター

代表取締役　濱　勇二郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円減少し九千三百万円とし、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月十七日であり、株主総会の決議は、令和八年二月三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月九日

岡山県倉敷市西中新田六一九番地一

有限会社リバーティンアージュ

代表取締役　山川　幸伸

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千二百万円減少し、八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月九日

大分県杵築市大字本庄一四五三番地の一

株式会社ジェイエイフーズおおいた

代表取締役　大塚　修司

資本金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十億七千六百七十二万四千六百十円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年二月六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.all-right.co.jp

令和八年二月九日

東京都中央区八丁堀二丁目二四番三号

株式会社Ａｌｌ　Ｒｉｇｈｔ

代表取締役　池端　修

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円、資本準備金の額を一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　八十二頁（号外第一四八号）

令和八年二月九日

東京都墨田区錦糸三丁目二番一号

株式会社ＡＭＳ

代表取締役　村井　眞一

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十日

掲載頁　七十一頁（号外第一五九号）

令和八年二月九日

大分県杵築市大字本庄一四五三番地の一

株式会社ジェイエイフーズおおいた

代表取締役　大塚　修司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千二百万円減少し、八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年二月九日

沖縄県島尻郡八重瀬町字世名城一三九番地

有限会社平義建設

取締役　平田　博之

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十億七千六百七十二万四千六百十円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年二月六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.all-right.co.jp

令和八年二月九日

東京都中央区八丁堀二丁目二四番三号

株式会社Ａｌｌ　Ｒｉｇｈｔ

代表取締役　池端　修

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円、資本準備金の額を一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月三十日

掲載頁　八十二頁（号外第一四八号）

令和八年二月九日

東京都墨田区錦糸三丁目二番一号

株式会社ＡＭＳ

代表取締役　村井　眞一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億円、資本準備金の額を四億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年二月九日

東京都渋谷区桜丘町二六番一号

ＭＵＦＧ　ＧＭＯセキュリティ株式会社

代表取締役社長　浜根　吉男

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億三千百九万四千六百八十円、資本準備金の額を四億百二十八万二千四百三十三円減少し、それぞれ五千万円、七千八百八十一万二千二百四十七円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月三十日であり、株主総会の決議は令和八年二月六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月一日

掲載頁　九十三頁（号外第一五〇号）

令和八年二月九日

東京都千代田区神田紺屋町一一番地

株式会社ナビック

代表取締役　髙津　智仁

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年二月二十四日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

令和八年二月九日

東京都港区海岸一丁目七番一号

ＳＢモバイルサービス株式会社

代表取締役　高洲　史弥

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月九日

札幌市厚別区厚別中央五条二丁目六番五号

株式会社中央電子

代表取締役　松浦　悦雄

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月九日

東京都港区港南二丁目一六番一号

株式会社ＡＰＥＸホールディングス

代表取締役　塩谷　禎

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月九日

東京都新宿区西新宿三丁目二番一一号

株式会社アペックス・インターナショナル

代表取締役　千嶋　達也

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月九日

東京都港区港南二丁目一六番一号

株式会社ＡＰＥＸホールディングス

代表取締役　塩谷　禎

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月九日

東京都港区港南二丁目一六番一号

株式会社アペックス・インターナショナル東京

代表取締役　塩谷　禎

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月九日

東京都立川市曙町二丁目三四番七号ファーレイーストビル四階　株式会社カンテック

代表取締役社長　桂　耕史

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月九日

東京都江戸川区南小岩七丁目三四番七号

株式会社ツノダ

代表取締役　角田　正敏

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月九日

東京都文京区湯島二丁目一六番一一号

株式会社イノメディックス

代表取締役　二之宮義泰

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月九日

東京都文京区本駒込二丁目二九番二四号

スター・プロダクト株式会社

代表取締役　金子　勝

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月九日

神奈川県藤沢市本町一丁目三番三七号

株式会社藤沢小型自動車部品商会

代表取締役　丸山　努

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月九日

新潟市中央区大島一六〇七番地三

株式会社アペックス・インターナショナル新潟

代表取締役　塩谷　禎

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月九日

静岡県富士市今泉三八三番地の五

株式会社ミズ・バラエティー

代表取締役　栗田　佳幸

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月九日

名古屋市西区康生通二丁目二六番地

株式会社ＡＰＥＸ

代表取締役　堀内　大輔

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月九日

大阪市中央区備後町三丁目四番八号

福永繊維株式会社

代表取締役　松尾　康江

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年二月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年二月九日

兵庫県西宮市甲子園七番町一九番三号

株式会社夕立荘

代表取締役　島田　昭一

任意清算公告

当社は、令和八年一月五日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年二月九日

長崎県西海市西海町七釜郷二三七四番地三五

合資会社ことぶき福祉サービス

代表社員　岩永　孝子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二億千二百四十四万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000144 7/n249/

令和八年二月九日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ＭＦ４ＪＰＮ４特定目的会社

取締役　栗国　正樹

訂正公告

令和七年二月二十六日（号外第三十七号）掲載の第十期決算公告（枠組）中、流動資産の金額「1,002,508」とあるは「983,550」、固定資産の金額「584,352」とあるは「576,206」、資産合計の金額「1,586,860」とあるは「1,559,757」、流動負債の金額「853,185」とあるは「867,085」、固定負債の金額「380,108」とあるは「420,108」、株主資本の金額「353,566」とあるは「272,563」、利益剰余金の金額「△61,433」とあるは「△142,436」、その他利益剰余金の金額「△61,433」とあるは「△142,436」（うち当期純利益）の金額「295,801」とあるは「214,798」、負債・純資産合計の金額「1,586,860」とあるは「1,559,757」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

令和八年二月九日

東京都渋谷区神宮前二丁目三四番一七号

ＬＥＤ　ＴＯＫＹＯ株式会社

代表取締役　鈴木　直樹

正

誤

令和四年十月十一日公布国土交通省令第七十四号（船員法施行規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）

三ページ下段表中改正後欄五行目から一九行目及び改正前欄八行目から一二行目までを削除する。

ページ	段	行	誤	正
二七		3	改正後欄終りから一三	3まで
〃		〃	〃	各号
〃		〃	第七項	第七号
二九		八	〃	習得
〃		〃	〃	第二項
二九		二	改正後欄終りから一五	前号
三〇		〃	〃	〃
二九	改正後欄	第一号	第一項	第一項
三一	四	〃	七	〃
四九		終りから一一	第一号	第二号

令和七年十一月四日海上保安庁告示第二十六号（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく登録確認機関の登録事項の変更に関する件）（原稿誤り）

目次及び本文において、法規的告示欄からその他告示欄に移動する。

令和七年十二月二十二日海上保安庁告示第三十二号（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく登録確認機関の登録事項の変更に関する件）（原稿誤り）

目次及び本文において、法規的告示欄からその他告示欄に移動する。